この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

適格請求書発行事業者の登録申請書

	/ 収	受印 \																			[1.	/2]
令和	年	月	目		住所		ブ ナ) + 民	- F	(∓ 7													
					(法)	人の	場合		⊗ (法人 広島					地177	-19							
					主た	る『	入 事 務 在															
				申			1上 i ナ)								(電話	番号	082	<u> </u>	- 83	7 -	- 223	33)
									(〒 7					地177	_10							
					納	税		地	ИЩ	יאייוי	KT 406	2 🗴 🖸	-m] //	יוופי	- 13							
				請	(7	11 4	j ナ)		‡ 9ウケ	カルシ					(電話	番号	082	<u> </u>	83	7 -	- 223	33)
						<i>)</i>	, , ,	- 1	<u>₹777</u> ⊗	777												
					氏 名	又	ま 名	称	北受	武	司											
				 者	(7	リメ	ブ ナ)															
					(法)																	
Г.	広島北	税務	署長殿		代 表			名														
		_			法	人	番	号														
この申請書に記載した次の事項 (❸ 印欄) は、適格請求書発行事業者登録簿に登載されるとともに、国税庁ホームページで 公表されます。																						
2	法人 (人格の		団等を	を除く。								折の所	在地								
					登録番て公表し								さ表と	れるこ	文字と	ごが異	なる	場合	があ	りまっ	ナ。	
					求書発 第 5 条																	
	※ 当	該申請	青書は.	、所	得税法	等の-	一部を	改訂	Εする	法律												
令	和 5 年	三3月3	81日(特定	期間の	判定に	こよりに	課移	事業	<u>*</u> 者と	なる	場合に	は令和	105年	- 6月	30 ⊨	1) j	てじ	<u>ここ</u> (の申請	青書を	:提出
した	場合に	は、原見	則とし	て令	和 5 年							: VV -}- >	7 古ツ	***	÷ /\) ~	H- 10		1 .EE	1 + . []	1 1	+2 + 1	,
	ᅫᄉ	∃ 7 .	E*	^		世明音	を提出っ				業者		つ事来	有の区	- 分に - □		 说事》		で刊		, /c e l	/ ` o
事	業	者	区	分	※ 次勇		最要件の)確記	認」欄	を記載	はして	くださ				事業者	に該当	当する		には、	次葉	「免税
^ ~			/ ddt- 11	e ee		皆の確!	認」欄も	5記	載して	くださ	ž Λ, (,	詳しく	は記載	要領	等をこ	ご確認	くだる	えい。) 。			
判定	こより記	课税事刻	(特定期 となる はました はままままままままままままままままままままままままままままままままま	よる場																		
このほなか・	申請書を ったこ	提出す	ることが	ができ よ事情																		
があ	る場合に	は、その	の困難な	ょ事情																		
税	理	士	署	名	税理:	上法人 十	. 長谷	<u>-</u> الر	会計													
174	生	т.	-19	11	170-1										(電話	番号	082	<u> </u>	- 27	'2 -	- 586	88)
※ 税	整理番号				部門番号		申請	青年	三月日	1		年	月	F	通	信	年	J	付 T		確 認	
務署		/r ==					番号			<u> </u> 	 身元	□ <i>i</i>	<u> </u>	確認書類			平 -ド/ji					
処理	入力	処 理		年	月 	日	確認				確認			E #4	1.500	<u> </u>					, 	
欄	登 録	番 号	T					ı		1	1											

- 注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
 - 2 税務署処理欄は、記載しないでください。
 - 3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)

[2/2]

	氏名又は名称 北受 武司									
 免 ○ 令和5年10月1日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を改正する法律 (平成28年法律第15号) 附則第44条第4項の規定の適用を受けようとする事業者 ※ 登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなります。 										
事	個 人 番 号									
業	事 生年月日(個 法人 事業 人)又は設立 年月日	年度至月日								
者	内 年月日(法人) 容	金 円								
0	等事業內容	1								
確	□ 消費税課税事業者(選択)届出書を提出し、納税義務の免除の									
認	ようとする事業者 令和	年 月 日								
登録要	録 ※ この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、「免税事業者 ☑ はい □ いいえ の確認」欄のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してくださ									
件の	消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。									
確認	その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過して									
参										
考										
事										
項										